

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成30年度 基幹系システム統合基盤機種更新業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	446,314,104	平成30年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
2	平成30年度 基幹系システム統合基盤運用保守追加業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	82,735,341	平成30年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
3	平成30年度大阪市ソフトウェアライセンス管理システム運用保守業務	01 情報処理	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	3,002,400	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
4	平成30年度大阪市情報通信ネットワークに係る運用保守業務	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	412,753,644	平成30年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
5	平成30年度大阪市情報通信ネットワークの改修・整備に係る設計・構築業務	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	226,858,860	平成30年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
6	データセンターハウジングサービス業務	01 情報処理	株式会社ケイ・オプティコム	1,679,616	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
7	平成30年度 センタープリンタ従量課金制部品保守業務(単価契約)	02 機械設備等保守点検	富士ゼロックス株式会社	7,625,880	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
8	平成30年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	49,903,084	平成30年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
9	平成30年度大阪市LGWAN接続系ネットワークVirtual Private Network装置ハードウェア保守業務	01 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	8,732,448	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
10	平成30年度大阪市阿波座センタービル交流無停電電源装置(CVCF2)保守点検業務	02 機械設備等保守点検	株式会社日立製作所 関西支社	1,671,840	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	平成30年度大阪市阿波座センタービル電算機室用空調設備保守点検業務	02 機械設備等保守点検	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	2,840,400	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
12	平成30年度大阪市オープンデータ基盤運用保守業務	01 情報処理	ソフトバンク・テクノロジー株式会社	1,684,800	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
13	大阪市データ活用推進調査業務	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	29,732,400	平成30年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

1

特名随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 基幹系システム統合基盤機種更新業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 特名理由

基幹系システム統合基盤（以下「統合基盤システム」という。）は、住民基本台帳等事務システム、税務事務システムといった本市の市民サービスの根幹となる住民情報系基幹システムが共通的に利用する共通基盤として、平成 27 年 1 月から稼働を開始しており、稼働開始から 5 年が経過する平成 32 年 1 月にサーバ・端末などの機器更改、ソフトウェアのバージョンアップ等を行い、システムの機種更新を行う。

平成 32 年 1 月のシステム機種更新に向けて、平成 29 年 10 月から機種更新業務に着手しており、各種計画策定や新機器に対応するための基本設計等を進めてきた。平成 30 年度においては、詳細設計、プログラム製造、システム品質の検証を行うとともに、新機器の導入、環境整備を行う。

機種更新にあたっては、システムへの影響範囲を正確に把握し、安全かつ適切な開発・移行の実施や、機種更新後も安定的な稼働を継続するために必要な対応策の実施が求められ、これらは統合基盤システムの詳細及び特性について熟知していることが必要である。株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は統合基盤システムの構築業者であり、機種更新業務における平成 29 年度の基本設計業務等を担ってきた業者であることから、統合基盤システムの機能や仕様、特性を細部まで理解した上で、複数年に渡って実施する機種更新業務を継続的かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話 06-6543-7115）

特名随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 基幹系システム統合基盤運用保守追加業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 特名理由

基幹系システム統合基盤（以下、「統合基盤システム」という。）は平成 27 年 1 月に稼働し、住民基本台帳等事務システムをはじめとする住民情報系基幹システムに各種の共通機能（認証、印刷、連携など）を提供しているシステムである。また、平成 26 年度以降、統合宛名番号管理機能、中間サーバ連携機能等、番号制度対応を行うにあたり本市で共通的に必要となる機能について、開発を行ってきたところである。

平成 27 年 1 月以降、運用を実施する中でより安定した機能提供を目指し、平成 27 年度には印刷機能の強化等を行っており、また、平成 29 年度には番号制度対応として情報連携が開始され、自治体内の情報システムに関わるセキュリティ強化対策が求められている。機能強化や番号制度対応によって追加された依頼作業対応、セキュリティ対策、障害対応等の運用保守対応を実施し、統合基盤システムを安定的に維持管理する。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は統合基盤システム開発および番号制度にかかる改修業者であることから、当該システムの詳細及び特性について熟知しており、安定したシステム運用を維持し業務影響を与えることなく、本業務を遂行できる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話 06-6543-7115）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度大阪市ソフトウェアライセンス管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

3 随意契約理由

本業務委託の実施にあたっては、本システムの構成、ネットワークシステムとの連携仕様及び使用機器構成等について把握し、日常的な運用や障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施することが必要不可欠である。

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は、本システムの開発業者であることから、本システムの構成、ネットワークシステムとの連携仕様及び使用機器構成等に精通しており、これまでも運用管理並びに保守業務を行ってきた実績から、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、本システムの安定的かつ円滑な運用管理並びに保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

以上の内容から、本業務委託を遂行できる事業者は、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社において他にないため、本委託業務をエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社に特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7120）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度大阪市情報通信ネットワークに係る運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、大阪市情報通信ネットワークの構成、使用機器構成等について把握し、日常的な運用やネットワーク構成の変更等の運用管理、障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

また、本業務はシステムの開発業者である株式会社日立製作所関西支社の持つ技術情報、システムを熟知した要員とノウハウから成り立つものであり、システムの機能改善や利用者からの問合せ対応などの多岐にわたる業務を遂行するには、現行システムの運用及びシステムに関するノウハウがなければ、安定かつ円滑な稼働環境を保持することが困難となる。

そのため、仮に株式会社日立製作所関西支社以外の業者に業務委託した場合、本業務の遂行に要する期間及び経費が膨大となる。また、障害発生時には既存プログラム範囲との切り分けも困難であることから、復旧に多くの時間を費やすことも想定され、業務執行の確実性や安全性の確保の観点はもとより、技術的接続性、対応の緊急性、経済性等の観点からも、著しく支障をきたすこととなる。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの開発業者であることから、ネットワークの構成、使用機器構成等に精通しており、ハード・ソフトの両面において熟知しているだけでなく、これまでも運用管理並びに保守業務を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、本市情報通信ネットワークの安定的かつ円滑な運用管理並びに保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7121）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度大阪市情報通信ネットワークの改修・整備に係る設計・構築業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、大阪市情報通信ネットワークのネットワーク構成、使用機器構成等について把握したうえで、現行運用しているサービス機能や住民情報系・庁内情報系・LGWAN 接続系等の各業務システムに影響を与えることなく、平成 30 年度における機種更新や関連ソフトウェアのバージョンアップ、各種運用管理ツールの改修等の設計・構築業務を実施することが必要不可欠である。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの構築業者であることから、当該システム及び通信ネットワークの詳細について熟知しているだけでなく、これまでも、大阪市情報通信ネットワーク全般について構築・運用・機種更新を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、大阪市情報通信ネットワークの設計・構築業務を正確かつ効果的に実施することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7121）

随意契約理由書

1 案件名称

データセンターハウジングサービス業務委託

2 契約の相手方

株式会社ケイ・オプティコム

3 随意契約理由

現行センター別館に設置している機器について移設せずに利用継続するために現行センター別館を提供できる業者は、現在の契約先である株式会社ケイ・オプティコムが唯一である。

については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、これに基づき、特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7122）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 センタープリンタ従量課金制部品保守業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

富士ゼロックス株式会社

3 随意契約理由

センタープリンタについては平成 25 年 9 月 7 日入札にて、富士ゼロックス株式会社製のプリンタを調達した。この大型のプリンタは、機器本体の保守以外に印刷枚数に応じた消耗部品交換を含む消耗部品保守が必要となる。これら消耗部品保守はセンタープリンタの製造元である富士ゼロックス株式会社でしか行うことができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7115）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

本市では、総務省から全国市区町村に対して要請のあった「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」に基づき、国・地方自治体間におけるマイナンバーの情報連携が開始される平成 29 年 7 月までに個人番号利用事務を行う各システムにおいて、利用者認証の強化を行うため、業務系ネットワークへの二要素認証機能の導入を行うこととしており、利用環境の設計構築を行い平成 29 年 4 月より運用を開始している。

本業務の実施にあたっては、前述した業務系ネットワーク上に構築した二要素認証システムはもとより、本市住民情報系基幹システムの共通基盤である統合基盤システムを含めた本市業務系ネットワークの構成、使用機器構成等について把握し、日常的な運用やネットワーク構成の変更等の運用管理、障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

上記を満たす事業者は二要素認証システムおよび統合基盤システムの設計構築業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西のみであり、本案件の仕様の詳細及び特性についても熟知している。

本案件を円滑に運用可能である業者は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西において他になく、本業務を遂行できる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7113）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度大阪市 LGWAN 接続系ネットワーク Virtual Private Network 装置ハードウェア保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ関西支社

3 随意契約理由

平成 27 年度に総務省より自治体情報セキュリティ対策の一環として自治体のインターネット接続と LGWAN 接続系のネットワークについて分離するよう要請があった。本市では双方のネットワークが利用できた庁内情報ネットワークをインターネット接続系とし、LGWAN 接続系については平成 28 年度より新たなネットワーク（以下「LGWAN 接続系ネットワーク」と言う。）を構築、平成 29 年 6 月末に要請どおりネットワークの分離を行った。

Virtual Private Network 装置は LGWAN 接続系ネットワークのネットワーク構成において非常に重要な機器であり、運用しているサービス機能（サインインやウイルス対策ソフト等）や LGWAN を利用した Web サイトの閲覧、官公庁・他都市との情報交換等において本市業務への影響を与えることなく、安定的な稼働が必要不可欠となっている。

しかし、Virtual Private Network 装置は要請のあった自治体情報セキュリティ対策のネットワーク分離事業に伴い導入することになったため、総務省から交付される「地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金」の対象事業として調達を行ったが、補助金の対象事業としてハードウェアを調達する場合、その購入範囲は「ハードウェア購入に要する経費のみ」であったため、納入後 1 年間のメーカー保証終了後の平成 29 年度に、大阪市 LGWAN 接続系ネットワークを安定的に稼働させるため、Virtual Private Network 装置ハードウェア保守業務委託契約を行った。平成 30 年度も引き続き大阪市 LGWAN 接続系ネットワークを安定的に稼働させるには Virtual Private Network 装置ハードウェア保守業務委託契約が必要となる。

株式会社日立システムズ関西支社は Virtual Private Network 装置調達時の契約相手となり、既に納入後 1 年間のメーカー保証期間及び、平成 29 年度にその窓口となり対応を行っているところである。仮に株式会社日立システムズ関西支社以外の業者にハードウェア保守業務委託契約を行った場合、同一業者以外の者に業務を履行さ

せることから、機器故障の責任が不明確になるなど、保守サポートに著しい支障が発生する恐れがある。

以上のことから、株式会社日立システムズ関西支社はハードウェア保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7118）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度大阪市阿波座センタービル交流無停電電源装置（C V C F 2）保守点
検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

当設備の製造、納入業者であり、同社以外では技術面の対応が不可能でかつ修繕後
の性能・作動状態等を保証し、安全性の確保及び製造者責任と保守責任の一元化を図
ることのできる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7115）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度大阪市阿波座センタービル電算機室用空調設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

3 随意契約理由

当設備の製造、納入業者と同等の知識を有したグループ会社であり、同社以外では技術面の対応が不可能でかつ修繕後の性能・作動状態等を保証し安全性の確保及び製造者責任と保守責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7115）

随意契約理由書

1 委託業務名称

平成30年度大阪市オープンデータ基盤運用保守業務

2 契約の相手方

ソフトバンク・テクノロジー株式会社

3 随意契約理由

本業務は、「大阪市オープンデータ基盤」を運用保守するにあたり、システム機能を適切に維持管理し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するための監視作業、システム障害に関する対応及び再発防止策の提案及びセキュリティアップデートなどのセキュリティ管理を行うものであり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等を備えたうえで実施する必要がある。

ソフトバンク・テクノロジー株式会社は「大阪市オープンデータ基盤」の構築業者であることから、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えており、「大阪市オープンデータ基盤」を運用保守することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話 06-6208-7675）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市データ活用推進調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所関西支社

3 随意契約理由

本調査業務では、官民データ活用推進基本法の策定に代表されるデータ活用推進に関する国の動きに今後対応し、市内外におけるデータ活用を促進し、EBPM (Evidence Based Policy Making) の実現、それらを円滑かつ継続的に実施するための環境及び体制づくりを行うことを目的に、市が保有するデータの棚卸（データ共有に必要なルールの検討やデータ分析基盤機能の検討）、データ活用に必要な知見の確保（分析手法の調査、職員によるデータ分析実践）、データ活用に必要な人材・能力を洗い出し（データ活用環境整備及び体制作りのための計画案を作成）等を行う。

本事業の性質上、目的にかかる最大の効果を得るためには、本事業と同様の業務を専門としている民間事業者の提案する創意工夫等が必要不可欠であり、その内容によって得られる効果には相当程度の差異が生じると認められ、競争入札には適さない。

また、本事業では、データ利活用のパイロット事業として、「健康寿命の延伸」をテーマとしたデータ分析やイベント周知等の効果的な情報発信方策に関するデータ分析を実施することとしており、高度な専門知識等が求められるものであるため、民間事業者から幅広い提案を受けることで、本事業の効果を最大限発揮する方法を選択することができるという効果が見込める。

そこで、本事業の実施において公募型プロポーザル方式を採用し、平成 30 年 5 月 10 日に学識経験者等の意見等を聴取する審査委員会を開催して、申請者の提案内容について審査した。その結果、株式会社日立製作所関西支社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとの意見であったため、これを踏まえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（活用推進グループ）（電話 06-6208-7675）